

「豊中あいわ苑 デイサービスセンター」
介護予防通所介護
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(豊中市指定 第2774001883号)

「豊中あいわ苑デイサービスセンター」
介護予防通所介護サービス重要事項説明書

当施設はご契約者（以下「利用者」といいます）に対して介護予防通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただくことを次の通りご説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問をしてください。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 愛和会 |
| (2) 法人所在地 | 豊中市寺内1丁目1番10号 |
| (3) 電話番号 | 06-6866-2942 |
| (4) FAX | 06-6866-2950 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 高岡 秀幸 |
| (6) 設立年月日 | 平成 14 年 1 月 29 日 |

2. ご利用施設概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上5階 |
| (2) 建物延べ床面積 | 16,136.50㎡ |
| (3) 施設の周辺環境 | 京阪神から交通至便で、かつ府立公園として最も大きな服部緑地公園の緑と水に恵まれたところで、豊かな自然環境は利用される方やその家族の方にも、きっとご満足いただける位置にあります。 |

3. 愛和会の理念

- 1 広く社会のためにより良い保健福祉サービスを提供し、生きがいのある社会生活の増進に貢献する
- 2 人間の尊厳と人権を尊重し、公正で平等な法人活動に努める。
- 3 地域社会との協調を深め、創意工夫をこらして利用者の保健福祉の向上と法人の健全な発展を図る。
- 5 自主性と和の精神を重んじ、利用者と共に法人に働く誇りと喜びを共にする。

モットー

貢献 創意 協調

4. ご利用施設

- (1) 施設の種類： 指定通所介護事業所
(特別養護老人ホーム豊中あいわ苑に併設されています。)
豊中市指定 第2774001883号
- (2) 施設の名称 豊中あいわ苑デイサービスセンター
- (3) 施設の所在地 豊中市寺内1丁目1番10号
地下鉄御堂筋線（北大阪急行電鉄）「緑地公園」駅下車、西へ400m 徒歩5分
- (4) 電話番号 06-6866-2942 FAX番号 06-6866-2950
- (5) 管理者名 **岡崎 智恵**
- (6) 開設年月日 平成 15 年 4 月 1 日
- (7) 通常の事業の実施地域 豊中市・吹田市
- (8) 利用定員 (月)～(土) 50名

5. 施設の目的

施設は、介護保険法令に従い、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者様に、日常生活を営むために必要な共用施設等をご利用いただき、介護予防通所介護サービスを提供します。

6. 運営の方針

私たちは利用者様の思いを大切に日々の生活に希望が持てるようにサービスの創意工夫に努めます。

7. サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時50分～午後4時10分

ただし、12月31日～1月3日までは休業とする。

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

9. 主な職種の勤務体制

職 種	月～土曜日	
	配置人員	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	8名以上	8名
4. 看護職員	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 栄養士	1名	1名

※ 職員人数は常勤換算で計算しています。

10. 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制	
1. 生活相談員	月～土曜日	8：30～17：00
2. 介護職員	月～土曜日	8：30～17：00
3. 看護職員	月～土曜日	8：30～17：00
4. 機能訓練指導員	月～土曜日	8：30～17：00

11. 主な職種の業務内容

生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	利用者の日常生活上の介護と健康管理、並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看護職員	おもに利用者の健康管理、療養上の看護を行うとともに、日常生活上の介護を行います。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。

12. 施設が提供するサービスと利用料金

施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|------------------------|
| 1 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| 2 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

サービスの区分と種類		サービスの内容
介護予防通所介護計画の作成		<p>1 利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防通所介護計画書を作成します。</p> <p>2 介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、通所介護計画書を利用者に交付します。</p> <p>3 介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。</p> <p>4 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行います。</p>
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

〈サービス内容の見積もり（1日あたりの目安）〉

詳しい利用料金に関しては、別紙を参照してください。

(2) 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（利用者負担額ではありません）が必要となります。

- ① 食事の提供に要する費用 料金：740円（昼食640円/回・おやつ100円/回）
- ② 日常生活品費 料金：120円/回（連絡帳・ペーパータオル・レクリエーション材料費等）
- ③ その他諸費用実費

その他諸費用としまして利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用と購入代行に係る費用（交通費等）をご負担いただきます。

原則、リハビリパンツ・パット・おむつは支給できませんので、ご持参頂くようお願い致します。デイサービスの物をご使用された方は現物でのご返却か料金を請求させていただきます。

【請求時の金額】 リハビリパンツ60円、パット30円、おむつ60円

* 延長加算体制等を充実させた場合には、前記の表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担を頂くこととなります。また、このような場合には事前にご通知いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、その月の指定日（毎月27日※土日祝日の場合は翌平日）までに貴指定の引き落とし口座にご準備ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- 基本的に利用予定日の前日午後5時まで申し出がなく、前日午後5時以降もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として食費をお支払いいただくことがあります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

緊急医療を必要とする場合には、併設の特別養護老人ホーム豊中あいわ苑診療所（医師常勤）で受診することができます。利用者の希望により、下記協力医療機関においても、診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務つけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話
井上病院	吹田市江の木町16-17	06-6385-8651
上田病院	豊中市庄内幸町4-28-12	06-6334-0831
千船病院	大阪市西淀川区福町3-2-39	06-6471-9541

13. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 施設から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意ができない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意ができない場合
- ③ 利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ 利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
(一部解約はできません)
- ⑤ 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情がみとめられる場合
- ⑧ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(2) 施設からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただきますことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、サービス料金の支払いが3ヵ月以上延滞し、催告にもかかわらず、2週間以上これが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、あるいは、利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(3) 契約の一部が解約または解除された場合

契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

14. 苦情の受付について

- (1) 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に感じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付担当者

責任者 管理者 **岡崎 智恵**

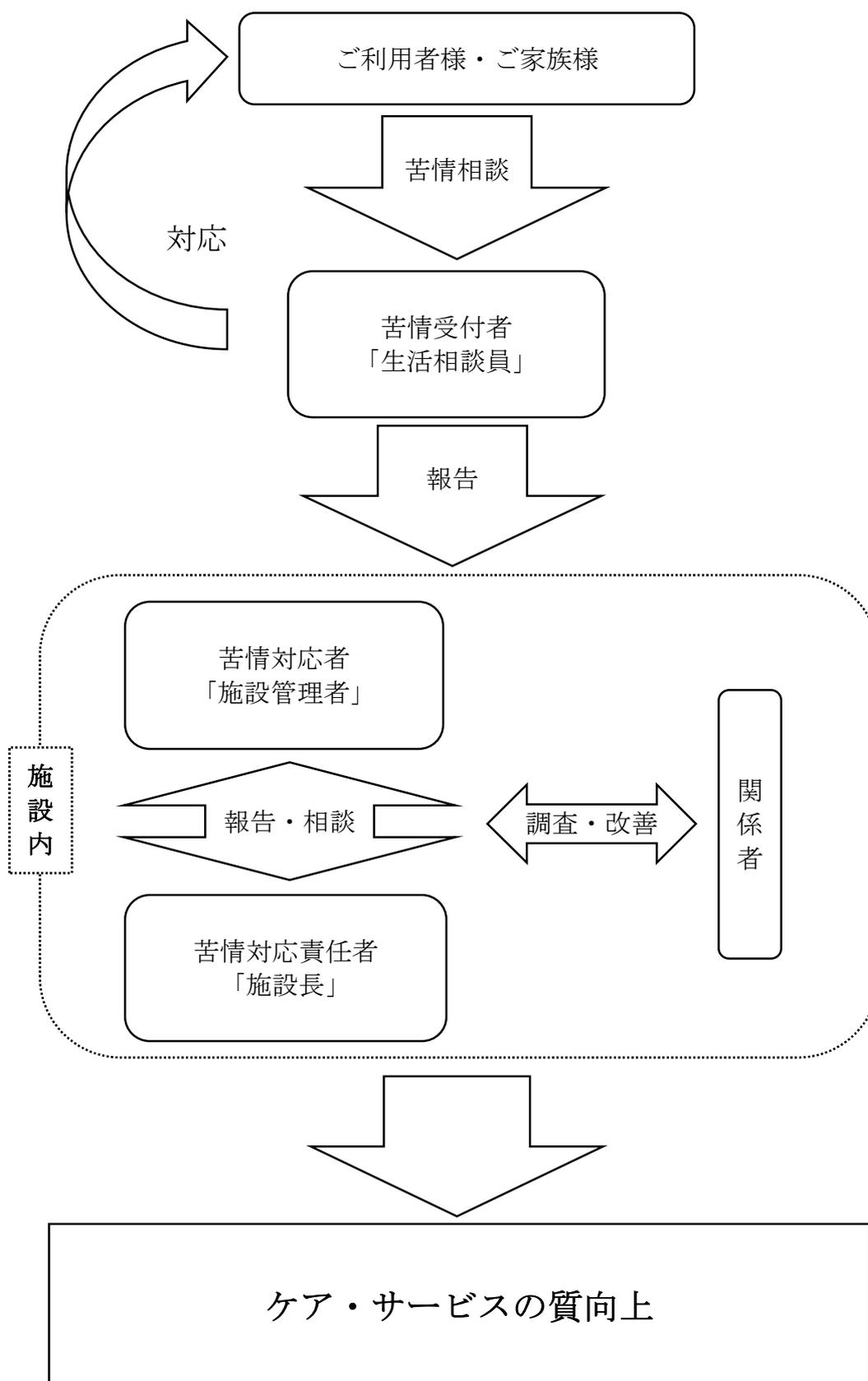
担当者 生活相談員 **小西 真由美**

受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：00

電話番号 06-6866-2942

FAX番号 06-4866-5203

(3) 苦情対応の流れ図



15. サービス提供における事業者の義務

(1) 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

(2) 施設は、利用者に対してサービスを提供する上で、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④ 施設及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または、ご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務) また、業務上、個人情報を使用する際には、事前に利用者・ご家族に対し、文書にて同意を得ます。
- ⑤ 利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑥ 利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。

(3) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 施設内外の研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ・ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・ 従業者が支援に当たったの問題を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見人制度に取り組める環境を整備します。

虐待防止に関する責任者 **岡崎 智恵**

(4) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(5) 非常災害対策について

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) 氏名：(中川 仁)

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数： 年 2 回

(6) 衛生管理等について

① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 悪天候などの際は、利用者の安全面を考慮した上で、サービスを提供することが困難であると判断した場合、サービスを休止することがあります。
- (2) 施設・設備の使用上の注意
 - ・ 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ・ 故意に、又は僅かな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担にて相当の代価を支払っていただくことがあります。
 - ・ 施設職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、勧誘等を行うことはできません。
 - ・ ペットの持ち込みはできません。

(3) 喫煙

施設内での喫煙はできません。

(4) ご準備していただくもの

別紙のご利用にあたってご用意いただくものをご参照ください。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (5) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

- (6) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (7) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

18. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者から予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名			
	医師名			
	住所			
	電話番号			
家族等連絡先	名前		続柄	
	住所			
	電話番号			

19. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、市町村（保険者）、利用者やその家族に速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

20. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険契約者	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
幹事代理人	島本保険事務所
非幹事代理店	大阪府社会福祉協議会保健事業グループ
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

21. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

22. サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所に対して保存されているサービス提供記録の回覧及び複写物の交付を請求することができます。

年 月 日

「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第69号）」規定に基づき、利用者に説明を行いました。

豊中あいわ苑デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏名 小西 真由美

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

.....

氏名

.....

私は、契約者が施設からの重要事項の説明を受けましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

.....

氏名 (契約者との関係)

.....

立会人

住所

.....

氏名 (契約者との続柄もしくは関係)

.....

交付日 年 月 日

